

○議事日程（平成二十八年三月二十二日第三日）

日程第一	会議録署名議員の指名	日程第十三	議案第十二号	準を定める条例の一部を改正する 条例について
日程第二	議会運営委員会の報告			
日程第三	諸般の報告			
日程第四	議案第三号			
	養老町人事行政の運営状況の公表に 関する条例の一部を改正する条例に ついて			
日程第五	議案第四号			
	養老町職員の勤務時間、休暇等に関 する条例の一部を改正する条例につ いて	日程第十四	議案第十三号	例について
日程第六	議案第五号			
	養老町議会議員の議員報酬、費用弁 償及び期末手当に関する条例の一部 を改正する条例について	日程第十五	議案第十四号	養老町消防団員等公務災害補償条 例の一部を改正する条例について
日程第七	議案第六号			
	養老町非常勤の特別職職員の報酬及 び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例について	日程第十六	議案第十五号	大垣地域公平委員会の共同設置に 関する規約の変更に關する協議に ついて
日程第八	議案第七号			
	養老町特別職の職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例について	日程第十七	議案第十六号	養老町老人福祉センターの指定管 理者の指定について
日程第九	議案第八号			
	養老町職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例について	日程第十八	議案第十七号	養老町農村婦人の家の指定管理者 の指定について
日程第十	議案第九号			
	養老町議会の議員その他非常勤の職 員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例について	日程第十九	議案第十八号	養老町豊転作技術研修センターの 指定管理者の指定について
日程第十一	議案第十号			
	養老町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例について	日程第二十	議案第十九号	養老町桜井転作技術研修センター の指定管理者の指定について
日程第十二	議案第十一号			
	養老町指定地域密着型サービスの事 業の人員、設備及び運営に関する基	日程第二十一	議案第一号	養老町行政不服審査会条例の制定 について
		日程第二十二	議案第二号	行政不服審査法の施行に伴う関係

日程第二十三	議案第二十一号	条例の整備に関する条例の制定について 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第五号） 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
日程第二十四	議案第二十二号	平成二十八年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて 平成二十八年養老町一般会計補正予算（第五号） 平成二十八年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
日程第二十五	議案第二十三号	平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号） 平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号）
日程第二十六	議案第二十四号	平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号） 平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号）
日程第二十七	議案第二十五号	平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号） 平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号）
日程第二十八	議案第二十六号	平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号） 平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号）
日程第二十九	議案第二十七号	平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号） 平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号）
日程第三十	議案第二十八号	平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号） 平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号）
日程第三十一	議案第二十九号	平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて 平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
日程第三十二	議案第三十号	平成二十八年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて 平成二十八年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて
日程第三十三	議案第三十一号	平成二十八年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて 平成二十八年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
日程第三十四	議案第三十二号	平成二十八年養老町一般会計補正予算 平成二十八年養老町一般会計補正予算
日程第三十五	議案第三十三号	平成二十八年養老町国民健康保険特別会計補正予算 平成二十八年養老町国民健康保険特別会計補正予算
日程第三十六	議案第三十四号	平成二十八年養老町簡易水道特別会計補正予算 平成二十八年養老町簡易水道特別会計補正予算
日程第三十七	議案第三十五号	平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算 平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算
日程第三十八	議案第三十六号	平成二十八年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算 平成二十八年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算
日程第三十九	議案第三十七号	平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算 平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算
日程第四十	議案第三十八号	平成二十八年養老町公共下水道事業特別会計補正予算 平成二十八年養老町公共下水道事業特別会計補正予算
日程第四十一	議案第三十九号	平成二十八年養老町農業集落排水事業特別会計補正予算 平成二十八年養老町農業集落排水事業特別会計補正予算
日程第四十二	議案第四十号	平成二十八年養老町介護保険事業特別会計補正予算 平成二十八年養老町介護保険事業特別会計補正予算
日程第四十三	議案第四十一号	平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算 平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算
日程第四十四	議案第四十二号	平成二十八年養老町後期高齢者福祉事業特別会計補正予算 平成二十八年養老町後期高齢者福祉事業特別会計補正予算

者医療特別会計予算
平成二十七年養老町一般会計
補正予算（第六号）

議長
松永民夫

市議員

	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	〇欠 席議 なし
	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	
	北倉義博	岩永義仁	長澤龍夫	大橋三男	三田正敏	吉田太郎	早崎百合子	野村永一	田中敏弘	松永民夫	林輝見	青山貞一	水谷久美子	

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町	副町
長	長
大橋	長谷川
孝	悟

並河清次	田中信行	西川敏明	渡邊章博	野村博治	高木勉	松岡弘泰	佐藤昌子	柏渕裕昭	高木伸一	川地豊己	山中秀樹	前田勝治	桐山一則	田中隆	佐藤嘉但	久保寺利明					
教育 長	總務部 參事兼 課長	總務部 課長	總務部 課長	企劃政策 課長	總務部 課長	健康福祉 課長	住民福祉 課長	住民福祉 課長	住民福祉 課長	住民福祉 課長	生活環境 課長	産業建設部 參事	産業建設部 參事	農林振興 課長	産業建設部 企業誘致・ 商工觀光課 長	産業建設 課長	水道建設 課長	會計管理 者兼課長	教育委員會 事務局局長 兼總務課長	教育委員會 課長	生涯學習 課長

教育委員会
スポーツ振興課長 西 脇 正 信

消 防 長 堀 田 明 男

消 防 次 長 川 添 公 男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 西 脇 和 信

議 会 事 務 局 書 記 稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

平成二十八年第一回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席であります。

なお、執行におかれましては、問山総務部長は葬儀のため欠席の報告を受けております。

ただいまから平成二十八年第一回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、一番 北倉義博君、二番 岩永義仁君を指名いたします。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、議会運営委員会の報告をお願いいたします。

ここで、三月十八日、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 水谷久美子君。

○議会運営委員長(水谷久美子君) 去る三月十八日金曜日、午後二時四十分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会をいたしました。

協議事項は、第一回養老町議会定例会最終日の日程などについてであります。

まず日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、議会初日に上程された議案の審議が終了後に、日程第四十五、平成二十七年養老町一般会計補正予算(第六号)を議案として上程し、審議することに決定をいたしました。

次に、審議方法につきましては、日程第四十五、平成二十七年養老町一般会計補正予算(第六号)を議題として上程後、提案理由の説明を受け、質疑・討論を行い、採決を行うことを決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(松永民夫君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程はお手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中には各常任委員会及び予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど各委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第四、議案第三号から日程二十、

議案第十九号までの十七議案については、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、上程後、直ちに質疑に入ります。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第四、議案第三号 養老町

人事行政の運営状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第五、議案第四号 養老町職員

の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第六、議案第五号 養老町議会

議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第七、議案第六号 養老町非常

勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第八、議案第七号 養老町特別

職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第九、議案第八号 養老町職員

の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） わかる範囲で結構でございますが、ラスパイレス指数が県の何位ぐらいかという順位、わかれば結構ですが、お伺いをいたします。

○議長（松永民夫君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの大橋議員の御質問にお答えいたします。

平成二十七年年度の養老町のラスパイレス指数ですが、九三・九でございます。前年に比べて、前年が九三・六でございますので、○・三ポイント上昇いたしております。

また、県内の順位でいきますと、四十二市町村中二十六位でございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十、議案第九号 養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部

を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十一、議案第十号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

まず。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 市町村国保への二〇一五年度の保険者支援、約一千七百億円を国は全国に交付したということで、活用前提での引き下げが一部全国で広がりましたが、当町におきましては、二〇一五年度分の保険者支援金、昨年十二月の補正に係

すると思いますが、具体的にどの部分に交付をしたのか確認をしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 高木住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

二十七年低所得者対策といたしまして、千七百億円という財政支援ということで国から交付されておりますが、養老町といたしましては毎年交付されております基盤安定、要は軽減世帯に対する税収減の補助という形のものでございますが、そういった形で国・県の負担金、交付金といたしまして、二十七年、約二十八百万円交付金として入っております。

割合といたしましては、二十六年度までは七割軽減、五割軽減の世帯に対する負担補助でございましたが、二十七年度につきましては、二割軽減も対象にするという形の交付となっております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 被保険者一人当たり約五千円の交付額というようなことも報道されているわけですが、当町においてはそういう試算はしておりますか。もししていたら、金額についてお尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 高木住民人権課長、自席で答弁。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

増額した金額は、先ほど申し上げました約二千八百万円でございますので、被保険者で割りますと五千円には届きませんけれども、四千円弱というような金額になります。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十二、議案第十一号 養老町

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 確認ですが、この条例、介護が必要になっても住みなれた地域でいつまでも暮らしていけるようにというような目的で条例制定され、改正していくものですが、この文言のとおり指定地域ということで、養老町限定という利用者の対象については、その理解でよろしいですか。特例で町外も利用できる

というような考え方はどうか。

○議長（松永民夫君） 野村住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（野村博治君） ただいまの田中議員の御質問にお答えします。

地域密着型サービスの事業でございますので、基本は養老町民の町内の方というふうに限られております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十三、議案第十二号 養老町

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十四、議案第十三号 養老町

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十五、議案第十四号 大垣地

域公平委員会の共同設置に関する規約の変更にに関する協議についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十六、議案第十五号 養老町

老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十七、議案第十六号 養老町

農村婦人の家の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十八、議案第十七号 養老町

豊転作技術研修センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十九、議案第十八号 養老町

寺町転作技術研修センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十、議案第十九号 養老町

桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十一、議案第一号 養老町

行政不服審査会条例の制定についてから日程第三十、議案第二十八号 平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第二号）までの十議案を一括議題といたします。

この十議案は、各常任委員会の所管事項ごとに、その委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会の報告をさせていただきます。

去る三月十五日、各委員及び議長並びに執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定二件、平成二十七年養老町一般会計及び特別会計補正予算四件の合計六件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第一号 養老町行政不服審査会条例の制定についてに關しましては、一、審査会委員三名の構成はの問いに対して、行政書士あるいは司法書士のほか、行政経験あるいは行政相談員などから選任したいとの回答でした。

次に、議案第二号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に關する条例の制定に關しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第二十二号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第五号）に關しましては、一、母子保健事業の不妊治療二十二万五千円増の中身はの問いに対して、特定不妊治療が当初二十名見込んでいたのが二十一名となり、一般不妊治療が十名増となったとの回答でした。

二、清華苑使用料一千二百七十万円が減額となった要因はの問いに対して、火葬の前年度実績四百五件に対し、今年度の実績見込みが三百三十九件、また葬儀式場の利用件数が減少したためとの回答でした。

次に、議案第二十三号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）に關しましては、一、高額療養費の主な病名はの問いに対して、基本的にはがんや心疾患が多いとの回答でした。

次に、議案第二十七号 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）及び議案第二十八号 平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第二号）に關しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

以上、審査に付託されました条例の制定二件、平成二十七年養老町一般会計及び特別会計補正予算四件の合計六件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（松永民夫君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますの

で、所属外で審査の経過及び結果についての質疑といたします。
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岩永義仁君。

○産業建設委員長（岩永義仁君） 産業建設委員会の報告を行います。

去る三月九日、各委員並びに執行部の出席のもと、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定一件、平成二十七年特別会計の繰り入れの変更一件、平成二十七年一般会計及び特別会計等補正予算四件、合計六件についてであります。委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第二号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第二十一号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰り入れの変更についての二議案に關しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第二十二号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第五号）に關してであります。

養老鉄道活性化事業七千三百万円の内容はの問いに対して、全額を国からの交付金で四事業を実施するもので、一、養老駅と養老公園を結ぶシャトルバスを運行する事業、二、養老駅に観光案内所等を設置する事業、三、養老駅に電子看板を設置する事業、四、イルミネーション等を行う事業との回答でした。

なお、二十九年度の養老改元一三〇〇年本祭につながるような事業形態にしてほしいという要望がありました。

次に、議案第二十四号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号）、議案第二十五号 平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算（第三号）及び議案第二十六号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）の三議案に關しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

以上、審査に付託されました条例の制定一件、平成二十七年特別会計の繰り入れの変更一件、平成二十七年一般会計及び特別会計等補正予算四件、合計六件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（松永民夫君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。
なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外で審査の経過及び結果についての質疑といたします。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

各常任委員会委員長に対する質疑が終わりました。

これより、順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第二十一、議案第一号 養老町行政不服審査会条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十二、議案第二号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十三、議案第二十一号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十四、議案第二十二号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第五号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十五、議案第二十三号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十六、議案第二十四号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十七、議案第二十五号 平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算（第三号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十八、議案第二十六号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十九、議案第二十七号 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十、議案第二十八号 平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第二号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三十一、議案第二十九号 平成

二十八年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第四十四、議案第四十二号 平成二十八年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十四議案を一括議題といたします。

この十四議案は、予算特別委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

最初に、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 青山貞一君。

○予算特別委員長（青山貞一君） それでは、予算特別委員会の報告をいたします。

去る三月七日・八日・九日の三日間にわたり、予算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました平成二十八年度一般会計及び各特別会計等十一件の歳入歳出予算並びに特別会計の繰り入れ三件について審査いたしましたので、結果を御報告いたします。

委員会では、各部署ごとに課長・係長等への質疑を行っていき、最後に町長を初め特別職や部長等への総括質疑と各委員での討論・採決・報告協議を行いましたので、重立った審査内容について報告をいたします。

まず最初に、議案第二十九号 平成二十八年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての主な論点は次のとおりであります。

事業収入をふやす方法についての問いに対しては、事業収入は年々減少傾向にあり、今後増加は見込めないため、現状を維持していくしかないという回答でありました。

議案第三十号 平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて及び議案第三十一号 平成二十八年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての二議案は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第三十二号 平成二十八年度養老町一般会計予算の主な論点は次のとおりです。

総務費関係としては、個人番号通知カードの保管件数と個人番号カードの交付状況についての問いに対しては、三月一日現在、個人番号通知カードの役場での保管件数は三百五十二件であり、また個人番号カードの申請件数は九百四十三件、うち交付通知の発送件数は二百七件、うち交付件数は八十七件であるという回答でありました。

地域自治町民会議で各種事業を行う際、町からの交付金では予算が不足する場合の考え方についての問いに対しては、町は一定の交付金を交付したいと考えるが、地域独自の事業が多く展開されるとなると、会費などの自主財源も必要となる。また、交付金は公金であることから一定の縛りがあるものの、繰り越しや計画

的な積み立てを認めており、有効に活用してもらいたいという回答でありました。

なお、要望事項としては、ストレスチェックの制度化を契機に、効果的な対策もしてほしい。企業版ふるさと納税は、企業誘致にもメリットになるので早期に対応してほしい。道の駅構想は国や県とも連携しながら進めてほしい。養老改元一三〇〇年本祭では関係する芸能人の公開放送等を活用してほしいという要望がありました。

次、民生費関係としては、養北認定こども園の今後の予定についての問いに対しては、当初二十九年四月の開園予定であったが、先般の議員提案を参考に、建物が池にかからないよう設計を変更することとし、地元関係者等の了解も得たところである。なお、設計ができた次第、延期の有無も含めて説明をしたいという回答でありました。

なお、要望事項といたしましては、保育士の職場環境の実態を調査しながら、適切な指導をしてほしい。認定こども園を町全体で統一的な教育体制になるように進めてほしいという要望がありました。

次に、衛生費関係としては、高度処理型合併浄化槽に対する補助金を増額する考えについての問いに対しては、下水道計画基本構想の見直しに伴い、上乗せ補助や維持管理に対する新たな補助を今後検討していきたいという回答でありました。

次、農林水産業費関係としては、TPPに対抗する基盤整備を推進する考え方についての問いに対しては、再圃場整備と排水機場整備を進める必要があると考えるため、土地改良合理化検討委員会で議論を重ねていきたいという回答でありました。

なお、基盤整備に関する国・県予算が多いこのタイミングを逃

さないでほしいという要望がありました。

次、商工費関係といたしましては、プレミアム商品券の販売総額についての問いに対しては、発行額面は三千三百万円であり、プレミアム分はそのうちの三百万円、補助金はその九割の二百七十万円であるという回答でありました。

なお、観光PR活動には、小・中学生や高校生等もメンバーに入れるよう検討してほしいという要望がありました。

次、土木費関係としては、県道養老・垂井線が県道から町道へ変更となる区間についての問いに対しては、垂井町との境から高田地内のNTTまでの区間であるが、橋爪大橋が完成後、現在の県道養老・垂井線が町道となるという回答でありました。

なお、県道養老垂井線が町道になる前に、車がすれ違いにくい箇所の拡幅を県に要望してほしいという要望がありました。

消防費関係としては、県の防災行政無線の負担金の根拠についての問いに対しては、二十八年度と二十九年度の二カ年にわたって支出するもので、県と市町村で二分の一ずつの負担割合である。

なお、要望事項として、防災訓練を雨天であれば別の場所でも実施できるよう検討してほしい。井戸式消火栓を新設する場合にも補助金がおりにように検討してほしいという要望がありました。

次に、教育関係費としては、留守家庭児童教室等の利用状況についての問いに対しては、本年三月現在の留守家庭児童教室利用者は百六十四名、一時預かり利用者は七十三名で、通常時は毎月平均で二百五十名ほどであるが、夏休みは四百名ほどになるという回答でありました。

池辺体育館解体後の利用方法についての問いに対しては、地元からは多目的広場として整地してほしいという要望があるため、それに向けた実施計画と利用方法を検討したいという回答であり

ました。

なお、要望事項として、ストレスチェックを教師に対しても迅速に実施してほしい。外国語指導助手を現行三名から増員を検討してほしい。各学校の照度検査後の改修工事を速やかに対応してほしい。広幡小・養北小以外の小学校のＩＣＴ導入をできるだけ早期、同時期に実施してほしい。日独スポーツ交流をしっかりとした内容で受け入れてほしい。文化財の展示方法を垂井町図書館のガラス展示ケースを参考に検討してほしい。山口会館の有効活用を再度検討してほしいという要望がありました。

次に、議案第三十三号 平成二十八年養老町国民健康保険特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

今後、さらに保険料が上がる可能性についての問いに対しては、今後の医療費の動向次第であるが、三十年代からは財政運営の責任主体が県になることにより、上がる可能性もあるという回答でありました。

なお、要望といたしましては、保険者が県に移行する際は、町の基金をうまく活用しながら混乱がないようにしてほしい。特定健診率を上げたり、保険料が上がる説明をしっかりとしてほしいという要望がありました。

次に、議案第三十四号 平成二十八年養老町簡易水道特別会計予算は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第三十五号 平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

新食肉基幹市場の実現可能性についての問いに対しては、全体的に処理頭数は年々減少しているが、岐阜市、関市、養老町を合わせると国の事業の採択に必要な処理頭数は確保できているという回答でありました。

次に、議案第三十六号 平成二十八年養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

住宅新築資金等貸付事業費のうち、弁護士費用の金額についての問いに対しては、二百七十二万一千六百円という回答でありました。

次に、議案第三十七号 平成二十八年養老町上水道事業会計予算の主な論点は次のとおりです。

西小倉地区で来年二月から上水を供用開始する予定であるが、進捗状況についての問いに対しては、おおむね順調に進んでいるという回答でありました。

次に、議案第三十八号 平成二十八年養老町公共下水道事業特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

接続率についての問いに対しては、二十七年三月三十一日現在、七一・三一％という回答でありました。

なお、要望事項としては、近隣市町の処理場管理委託料を調査・比較検討してほしい。さらなる接続率向上に努めてほしいという要望がありました。

次に、議案第三十九号 平成二十八年養老町農業集落排水事業特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

使用料百五十万円ほどが減額となった理由についての問いに対しては、実績として使用数量が減ったためという回答でありました。

次に、議案第四十号 平成二十八年養老町介護保険事業特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

新年度にグループホームと小規模特養を開設することが決定している事業者の名称と開設場所についての問いに対しては、グループホームについてはくるみで、場所は後日決定する予定であり、

小規模特養については古田会で、場所は押越地内であるという回答でありました。

次に、議案第四十一号 平成二十八年度養老町介護サービス事業特別会計予算の主な論点は次のとおりであります。

介護予防支援事業が四十四万円増額となった理由についての問いに対しては、ケアプラン作成の単価が変更されたためという回答でありました。

次に、議案第四十二号 平成二十八年度養老町後期高齢者医療特別会計予算、特に質疑はありませんでしたが、委員内協議では、料金改定について老人会の総会等で説明してほしいという要望がありました。

次に、総括質疑の主な論点は次のとおりです。

重要施策に対する町長の取り組み姿勢についての問いに対しては、養老改元一三〇〇年事業は、町が百年先まで力強く継続していくようにという思いで必ず成功させなければならぬ。東海環状や県道、高速道路等の事業が行われるのは、一三〇〇年事業があつてこそとも考えられ、最重要の事業として取り組んでいく。

なお、要望事項としては、移住・定住を考えている人に、養老町に住みたいと思わせる目玉となる施策をつくってほしいという要望がありました。

以上、審査に付された平成二十八年度一般会計及び各特別会計等の十一件の歳入歳出予算並びに特別会計の繰り入れ三件についての議案については、このような質疑・討論を経て採決の結果、全て挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

た。

これより予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外で審査の経過及び結果についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は十時四十五分からいたします。

（午前十時二十九分 休憩）

（午前十時四十五分 再開）

○議長（松永民夫君） 再開いたします。

これより、順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第三十一、議案第二十九号 平成二十八年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十二、議案第三十号 平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十三、議案第三十一号 平成二十八年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十四、議案第三十二号 平成二十八年度養老町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十五、議案第三十三号 平成二十八年度養老町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十六、議案第三十四号 平成二十八年度養老町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十七、議案第三十五号 平成二十八年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十八、議案第三十六号 平成二十八年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十九、議案第三十七号 平成二十八年度養老町

上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十、議案第三十八号 平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十一、議案第三十九号 平成二十八年度養老町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十二、議案第四十号 平成二十八年度養老町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十三、議案第四十一号 平成二十八年度養老町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十四、議案第四十二号 平成二十八年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第四十五、議案第四十三号 平成二十七年

度養老町一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十三号

平成二十七年養老町一般会計補正予算（第六号）につきまして、その概要を説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ四千九十万六千円を減額し、予算総額を百十一億三千三百八十八万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、養北認定こども園建設予定地における建設計画の変更に伴い、予算の減額及び債務負担行為の設定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分に御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 松岡子ども課長、詳細説明。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから平成二十七年養老町一般会計補正予算（第六号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

最初に、九ページのほうをごらんください。

歳出について御説明申し上げます。

民生費の児童福祉費、目児童福祉総務費では、養北認定こども園（仮称）建設予定地造成工事の工事請負費の額が確定しましたので、四千九十万六千円を減額いたしました。

次に、八ページの歳入のところをごらんください。

歳入について御説明申し上げます。

繰入金の基金繰入金、目財政調整基金繰入金では、財源調整のため、九百五十万六千円を減額いたしました。

次に、町債の町債、目民生債では、養北認定こども園（仮称）建設予定地造成工事の工事請負費の減額に伴い、認定こども園整備事業債三千四百万円を減額いたしました。

次に、四ページの第二表 債務負担行為補正については、養北認定こども園整備事業の養北認定こども園（仮称）建設予定地造成工事と計画の変更に伴う設計業務について、翌年度（平成二十

八年度）早急に業務に着手するため、債務負担行為の設定を行うものです。

金額については、二千六百万円でございます。内訳としましては、養北認定こども園（仮称）建設予定地造成工事の盛り土工事費千五百万円、詳細設計委託費八百二十万円、開発設計委託費二百八十万円でございます。

財源につきましては、十ページをごらんください。

十ページの債務負担行為で平成二十八年度以降にわたるものについての平成二十六年度末までの支出額または支出額の見込み及び平成二十七年以降の支出予定額等に関する調書をごらんください。

こちらの債務負担行為限度額二千六百万円のうち、地方債が一千八百万円、一般財源が七百九十万円でございます。

次に、五ページの第三表 地方債補正については、認定こども園整備事業債で、養北認定こども園（仮称）建設予定地造成工事の財源として三千四百万円を減額し、補正後の限度額を一千五百六十万円にするものであります。

以上で、議案第四十三号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第六号）についての補足説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

この第一回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第一回定例会の審議内容等を報告する機

関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

議会改革・養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成二十八年第一回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦勞さまでございました。

（閉会時間 午前十一時〇〇分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十八年三月二十二日

議長 松 永 民 夫

議員 北 倉 義 博

議員 岩 永 義 仁